

# 障害者自立支援法における 支給決定のしくみと問題点

明治学院大学  
茨木尚子

# サービスの利用にかかる支給決定について

以下の資料は、富田正吾さんのHP掲載の図を引用しています。

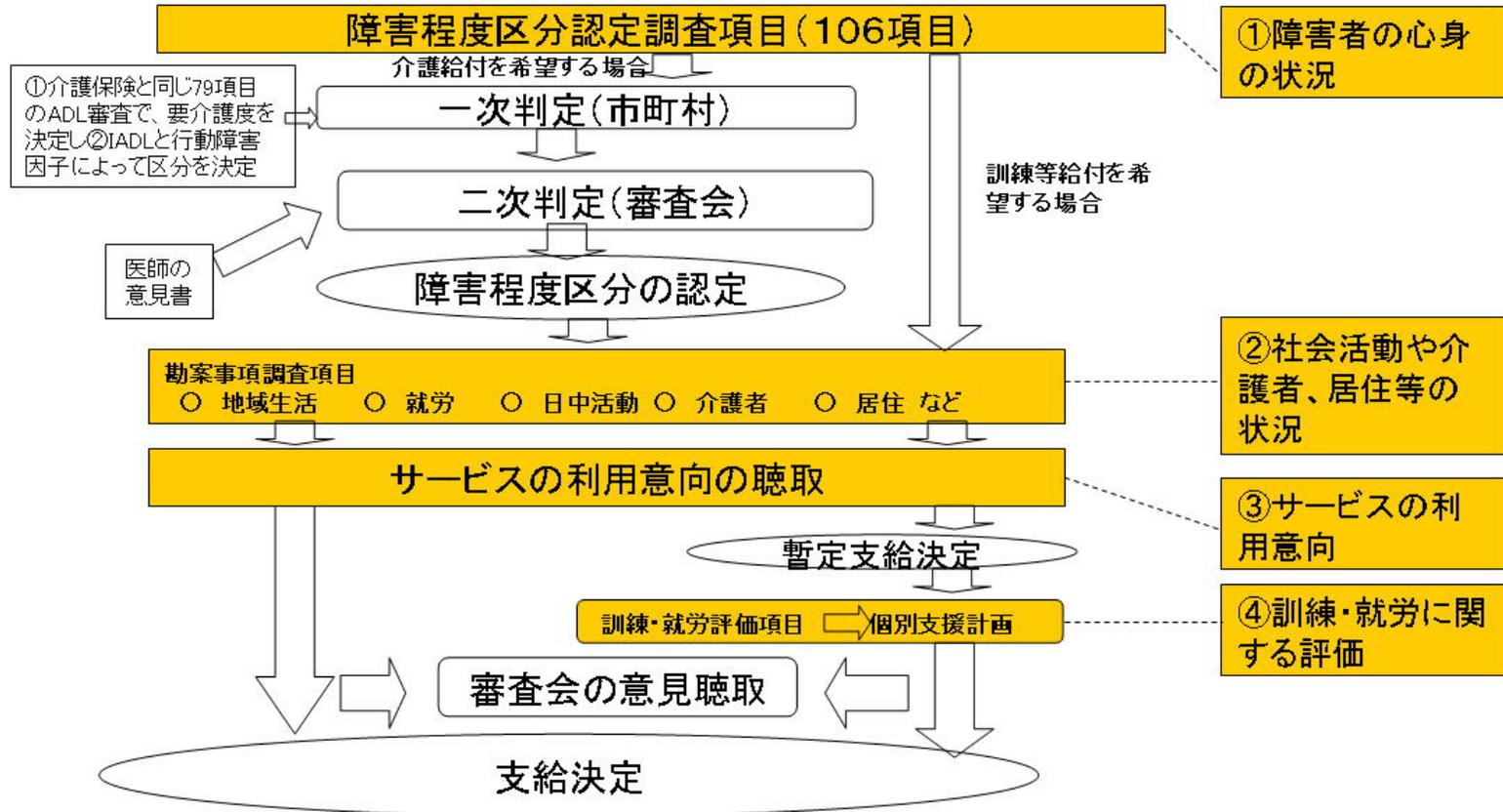
障害者自立支援法では、身体、知的、精神の障害のある方が、自立支援給付(介護給付と訓練等給付)のサービスを受けることを望んだ場合、「支給決定」を受ける必要があります。

まずは、支給決定までの「ながれ」を頭に入れておく必要があります。

自立支援給付	
介護給付	訓練等給付
<ul style="list-style-type: none"><li>・居宅介護</li><li>・重度訪問介護</li><li>・行動援護</li><li>・療養介護</li><li>・生活介護</li><li>・児童デイサービス</li><li>・短期入所</li><li>・重度障害者等包括支援</li><li>・共同生活介護</li><li>・施設入所支援</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・自立訓練(機能訓練・生活訓練)</li><li>・就労移行支援</li><li>・就労継続支援</li><li>・共同生活援助</li></ul>

# 支給決定について

障害者の福祉サービスの必要性を総合的に判定するため、支給決定の各段階において、①障害者の心身の状況(障害程度区分)、②社会活動や介護者、居住等の状況、③サービスの利用意向、④訓練・就労に関する評価を把握し、支給決定を行う。



4 しきゅうけっていをわかりやすく

## 支給決定をわかりやすく

げんじょう

### 現状

しきゅうけっていをする ぜんこくおなじルールがない

## 支給決定をする全国同じルールがない

どうやって しきゅうけっていされているか わかりづらい

## どうやって支給決定されているかわかりづらい

かいかく

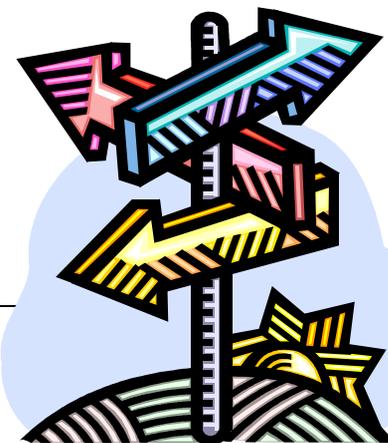
### 改革

しょうがいをもつ ひとりひとりのじょうたいを ききとり しょうがいていどを コンピューターでだすしくみを ぜんこくおなじルールとする

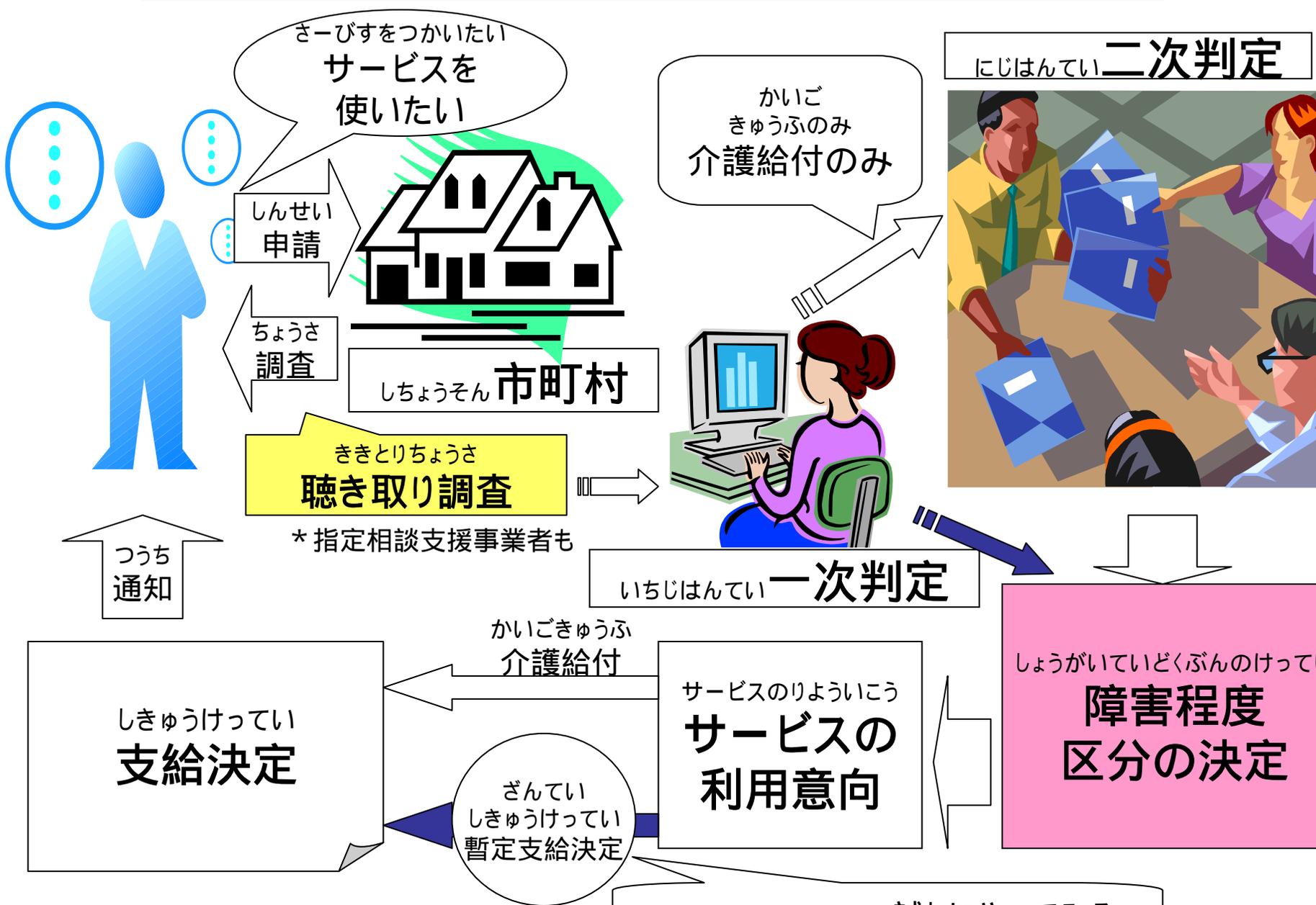
## 障害を持つひとりひとりの状態を聴き取り障害程度を コンピューターで出す仕組みを全国同じルールとする

しょうがいしゃのことを よく知っているひとたちが いいんとなった しんさかいをつくって、どうやってしきゅうけってい  
されているのか わかりやすくする

## 障害者のことをよく知っている人たちが委員となった審査会を つくって、どうやって支給決定されているのか、わかりやすくする



# しきゅうけつていのながれ 支給決定の流れ



この「しくみ」は誰にとってわかりやすいのか？

- 2次判定(障害区分認定決定)までのプロセスは、介護保険とほぼ同じ「しくみ」
- 障害区分をもとにした「国庫補助単価」や利用できるサービスがしめされる「しくみ」
- 客観的(誰が使っても同じ)というものさし
- 全国一律のものさし
  
- 福祉サービス運営主体にとってわかりやすいしくみ

# 1. 1次判定について

- 106項目の調査項目のうち

A項目群(79項目)は介護保険の要介護認定項目…ここでまず非該当～要介護5までの6段階の**要介護度**が判定される。

要介護認定は、高齢者施設での約3000人程度の高齢者の心身の状況とケア時間をもとにつくられたもの(65歳未満の障害者は含まれていない)

# 追加された項目について

- B項目群

- 行動障害(9項目)

例: 特定の物や人に対する強いこだわり  
多動、自傷、パニックなど

- IADL(7項目)

例: 調理、食事の配膳、掃除・整理整頓  
選択、入浴の準備と片付け、買い物  
交通手段の利用など

**1次判定の要介護区分変更時に関連する**

# 追加された調査項目(つづき)

- C項目群(11項目)
  - 精神面にかんするもの(8)
  - 説明理解(2)
  - 文字の視覚認識(1)

二次判定で検討対象となる項目  
(特記事項と医師意見書とあわせて審議会で  
検討される)

# 介護保険との比較

- コンピューターによる1次審査・審議会による2次審査で障害程度区分が決まるしくみまでは同じ
- **障害程度区分=支給決定ではない**  
(介護保険では要介護度=支給決定)

サービス利用の意向、介護者や居住環境などの勘案事項、審査会などの検討が加わり、支給決定(本人の意見や社会環境の検討がなされる点は介護保険との違い)・**ただしこれが実際にどう生かされるかは未知数**

# さまざまな問題点

- 複雑でわかりにくい支給決定プロセス  
調査員による訪問調査・1次判定(コンピューター判定)・2次判定(市町村での審査会)・サービス利用意向・環境状況・就労・訓練希望などを検討し、最終的に支給決定

ここにかかる人件費などの経費は??

コンピューター調査は必要なのか?

# 審査会の意味は？

- 介護保険の際に経験したこと

当初は、一人一人の個別性や総合的な生活障害に着目し、人間の目からみた判断をくだそうという意欲が働くが…(もちろんそういうメンバーで構成された審査会限定だけれど)

次第に標準化(マニュアル化)されていってしまう

変更可能な条件がどんどんせばめられ、柔軟な決定がむずかしくなっていった実態があった

4月からのスタートで、障害程度区分の審査会でも、すでにこれはおこりつつある？

6月23日の厚生労働省からの事務連絡事項など

# ドイツの介護保険スタート時には・・・

- ドイツでは65歳前の障害者も対象として、介護保険はスタートしたが・・・

若い障害者からの介護区分決定に関する不服申し立て件数が激増

現金給付にかんする不服申し立ても同様

新たな「個人予算方式」が2004年から導入

# われわれができることは？

- 訪問調査において
- 障害程度区分が決定された時点において
- 支給決定がされた時点において
- サービスを利用している時点において

それぞれの時点で、利用者として主張すべきことは？また利用者を支えるシステムは？